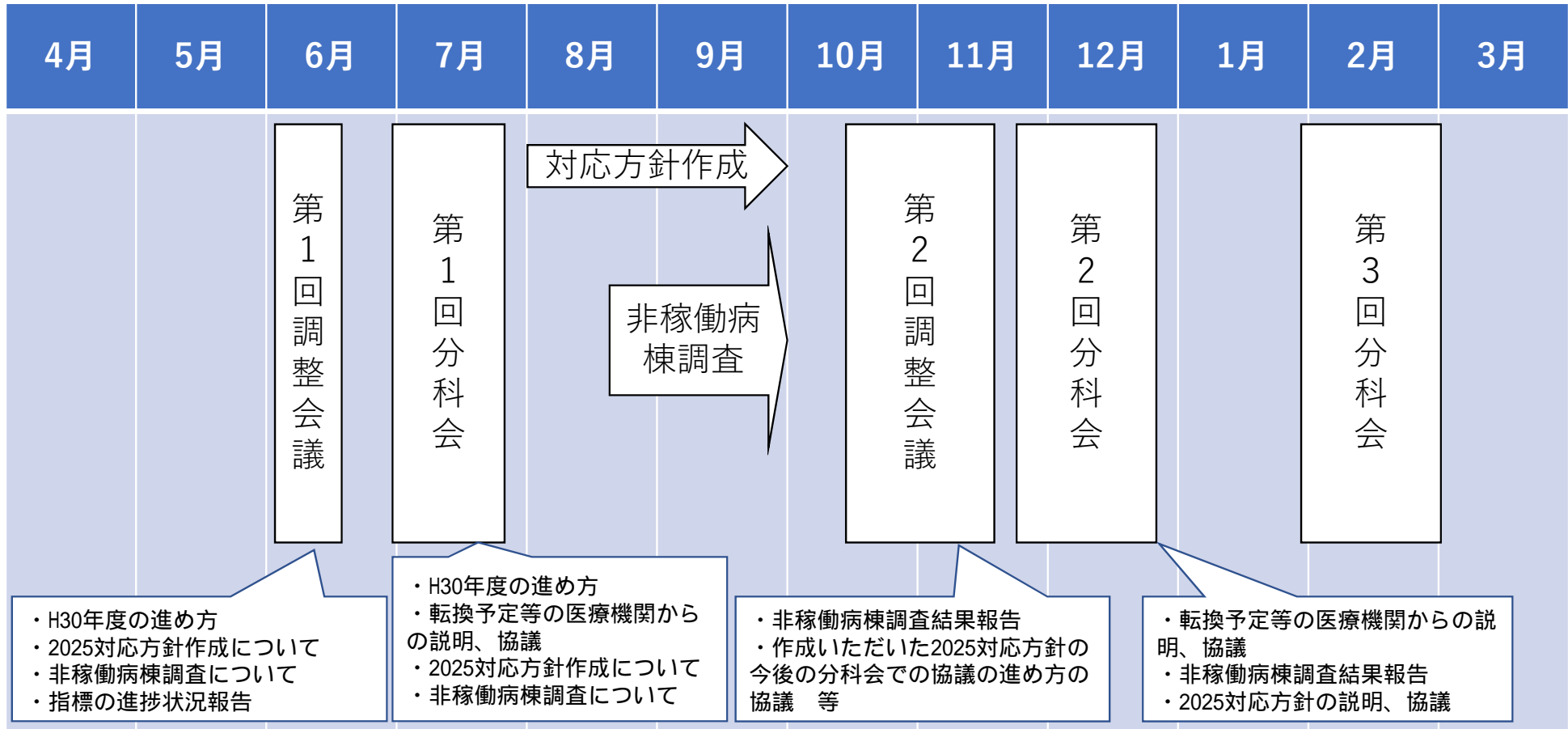


平成 3 0 年度における
地域医療構想調整会議の進め方

平成30年度スケジュール（案）



※第1回調整会議で方針を決定できなかったものについては、第2回調整会議で決定することとし、分科会は2回以上開催する。

「議論の整理」への対応（案）

議論の整理		対応（案）※平成29年度第2回調整会議	平成30年度第1回調整会議(案)
個別方針	公立病院について、H29年度中に協議開始	H28年度から協議を進めており、対象7病院中6病院が協議終了	—
	公的医療機関等2025プラン対象医療機関について、H29年度中に協議開始	H29年度第2回調整会議分科会で協議を開始しており、対象11病院中、9病院が協議了	—
	その他の医療機関について、 <u>H30年度中に協議開始</u>	5病院が協議終了。 <u>その他の医療機関について、2025年に向けた対応方針（事業計画）の策定をどのように求めるのか、H30年度第1回調整会議で方針決定</u>	その他の医療機関（無床診療所を除く）を対象に対応方針提出を依頼
非稼働病棟を有する医療機関に、理由と今後の見通しについて説明を求め、病棟維持の必要性が乏しいものは、医療審議会の意見を聞き、病床数の削減を要請（命令）		病院については、該当2病院は非稼働解消（NHO佐賀東佐賀は減少、JCHO伊万里松浦は移転） 全病床を稼働していない有床診療所の取扱いは、 H30年度第1回調整会議で方針決定	平成29年度病床機能報告等において非稼働病棟を持つ診療所等に、今後の取扱いについて意向調査し、その結果を共有させていただきたい。
新たに病床を整備する医療機関、開設者を変更する医療機関について、医療機能等について説明を求め、地域医療構想調整会議の意見を聞いて、開設許可に不足する医療機能にかかる医療を提供する旨の条件を付すこと		①医療機関の統合による増床は、既に県独自に協議事項（3病院が協議済）。 <u>②医療審議会議決事項である純増については、医療審議会に先立ち、調整会議分科会で協議することを県取扱要領に明記してはどうか。</u> ③開設者の変更については、事業譲渡、相続、個人開設から法人開設への変更等があるが、 <u>どの範囲を調整会議協議事項とするか、H30年度第1回調整会議で方針決定</u>	①— ②病院及び診療所の特例制度については、調整会議での協議事項としたい。 ③開設者変更については協議事項としたい。
医療機関ごとの医療機能の共有		平成28年度以降、県独自に「病床機能報告の整理」を機能別に提示済	—
地域医療介護総合確保基金等の活用状況共有		基金を活用する転換は、調整会議協議事項としている	—